

【改正後】

本業市発注の建設工事に関する低入札制度について、令和4年8月1日以降に入札公告を行う（予定価格1,000万円以上の）建設工事について、以下のとおり「**低入札価格調査制度の基準価格・失格判断基準**」及び「**最低制限価格制度の最低制限価格**」の改正を行うこととしましたので、ご注意ください。

右記以外の工事	「建築一式」並びに営繕工事にかかる「電気」「電気通信」「管」及び「とび・土工・コンクリート（解体工事に限る。）」工事	営繕工事以外の「電気」及び「電気通信」並びに上下水道工事にかかる「機械器具設置」工事
---------	--	--

予定価格 1億円 1,000万円	<p style="text-align: center;"><b>低入札価格調査制度</b></p> <p><b>基準価格</b>                  直接工事費×97%                  共通仮設費×90%                  現場管理費×90%                  一般管理費×68%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p><b>失格判断基準</b>                  直接工事費×97%                  共通仮設費×90%                  現場管理費×90%                  一般管理費×40%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 &gt; 入札書記載金額</p> <p><b>最低制限価格制度</b>                  制限価格=調査基準価格の算出に同じ                  (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)                  総合評価方式</p>	<p style="text-align: center;"><b>低入札価格調査制度</b></p> <p><b>基準価格</b>                  直接工事費×9/10×97%                  共通仮設費×90%                  (直接工事費×1/10+現場管理費)×90%                  一般管理費×68%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p><b>失格判断基準</b>                  直接工事費×9/10×97%                  共通仮設費×90%                  (直接工事費×1/10+現場管理費)×90%×<math>\alpha</math>                  (補正係数<math>\alpha=0.8</math>)                  一般管理費×40%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 &gt; 入札書記載金額</p> <p><b>最低制限価格制度</b>                  制限価格=調査基準価格の算出に同じ                  (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)                  総合評価方式</p>	<p style="text-align: center;"><b>低入札価格調査制度</b></p> <p><b>基準価格</b>                  機器費×92%                  直接工事費×97%                  共通仮設費×90%                  現場管理費×90%                  一般管理費×68%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 ×1.1</p> <p><b>失格判断基準</b>                  機器費×84%                  直接工事費×97%                  共通仮設費×90%                  現場管理費×90%                  一般管理費×40%                  (ただし、予定価格の75%~92%の範囲内)</p> <p>合計額 &gt; 入札書記載金額</p> <p><b>最低制限価格制度</b>                  制限価格=調査基準価格の算出に同じ                  (制限価格を下回った場合は無効)</p> <p>(失格判断基準あり)                  総合評価方式</p>
------------------------	---	--	---

基準価格を下回る入札者あり

失格判断基準の確認

<失格判断基準の適用>

失格判断基準に該当しない	失格判断基準に該当する
○低入札価格調査	×無効

**低入札価格調査**

専任の追加配置技術者の選出 ※落札候補者のみ

- 〔技術者の配置例〕
- ・ 請負代金額3,500万円以上の建設工事（建築一式にあっては7,000万円以上）の場合  
 → 専任の主任（監理）技術者1名（建設業法上）**＋専任の主任（監理）技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置
  - ・ 請負代金額3,500万円未満の建設工事（建築一式にあっては7,000万円未満）の場合  
 → 専任の主任技術者1名**＋専任の主任技術者1名（低入札対応）**の計2名を配置

**落札候補者の入札参加資格審査**

落札者の決定・契約へ